1

毎週月.水.金曜日発行

# 富山県報本

号 外

目

次

# 公 告

○富山県新型コロナ健康相談窓口業務に係る条件付き一般競争入札の実施

# 富山県新型コロナ健康相談窓口業務に係る条件付き一般競争入札の実施

富山県新型コロナ健康相談窓口業務について、次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 167条の6第1項の規定により公告する。

令和5年4月27日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 入札に付する事項
  - (1) 業務の名称 富山県新型コロナ健康相談窓口業務
  - (2) 契約期間令和5年5月25日から令和5年9月30日まで
  - (3) 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (4) 業務場所 日本国内で富山県と協議して決定
- 2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加することのできる者は、下記(1)から(5)までに掲げる条件を全て満た す者とする。

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について(令

和5年富山県告示第 183号) 第1の規定に該当しない者であること。

- (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則(昭和62年富山県規則第17号)第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について(令和5年富山県告示第183号)第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第 154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第 225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 自治体等において同様の新型コロナウイルス感染症にかかる電話相談業務の 実施経験(共同での実施含む)があり、確実に履行できる者であること。

### 3 入札参加資格の確認

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、入札参加申込書(様式3)及び入札説明書で定める書類を4(2)に掲げる期限までに4(2)に掲げる場所に、持参又は郵便 (提出期限までに必着のこと。)で提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 入札参加資格の確認は、入札参加申込書の提出期限の日現在の事実をもって 行うものとする。ただし、同日において2の各号に定める入札に参加する者に 必要な資格のすべてを満たしている者であっても、開札日時までに必要な資格 を満たさなくなった場合は、入札に参加することができないものとする。
- (3) 入札参加資格の有無の確認の結果は、一般競争入札参加資格確認結果通知書により、令和5年5月15日(月)までに通知するものとする。この通知において、入札資格の有無が「有」とされた者以外の者は、入札に参加することができない。

# 4 入札参加申込書及び入札説明書

(1) 入札参加申込書、入札説明書に定める書類の提出場所及び問い合わせ先(こ の公告に関する事務を担当する室課の名称)

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号 富山県厚生部健康対策室感染症対策課 電話 076-444-8920 (直通)

- (2) 入札参加申込書及び入札説明書に定める書類の提出期限 令和5年5月11日(木)午前11時00分
- (3) 入札説明書等の配布

令和5年4月27日(木)から、入札説明書等を富山県ホームページ「富山県 新型コロナ健康相談窓口業務に係る条件付き一般競争入札の実施について」か らダウンロードすること。

- 5 入札方法及び日時、場所
  - (1) 入札方法 出場入札
  - (2) 入札・開札日時及び場所

ア 日時 令和5年5月18日(木)午後3時

イ 場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

- (3) 前号の入札の執行にあたっては、入札参加者は、3(3)により入札資格「有」 とされた一般競争入札参加資格確認通知書の写しを必ず持参すること。
- 6 入札保証金に関する事項 免除する。
- 7 入札の無効に関する事項 次に掲げる入札は、無効とする。
  - (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
  - (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者の した入札
  - (3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札
- 8 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の10に相当する額を 加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者 であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入 札書に記載すること。

## 9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の書類等の審査の結果この公告及び入札説 明書に示した業務を遂行できると富山県が認めた者であって、予定価格の制限 の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入 札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わ ない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関 係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がないときは、直ちに、再度の入 札をすることがある。

### 10 その他

- (1) 契約の締結にあたっては、契約書を作成するものとする。
- (2) その他詳細は、入札説明書による。

県